

2014年11月10日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第13回

「ベイルイン」とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第13回は、ベイルインの内容を解説します。

1 無担保債権の元本削減（ヘアカット）又は普通株転換

バーゼルⅢ導入の議論を機に、「ベイルイン」という用語が国際的に使われるようになってきました。

「ベイルイン」とは、無担保債権の元本削減（ヘアカット）又は普通株転換のことです。

バーゼルⅢでは、資本調達手段をその他 Tier 1 と Tier 2 に算入する要件として、一定の場合にはベイルインを求める契約条項を発行条件に定めることが追加されました（[第9回参照](#)）。

それでは、なぜこのような要件が追加されたのでしょうか。

2 損失吸収力の向上

サブプライム問題に端を発する金融危機の間、政府が普通株式や優先株式の形態で公的資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した大手銀行が救済（ベイルアウト）されました。これにより、これらの銀行が発行していた資本調達手段（主に劣後債）の保有者（債権者）は、本来であれば負担すべき損失から免れることとなりました。言い換えると、これらの資本調達手段は、危機に瀕した銀行が発生させた損失を吸収しなかったのです。

それでは、誰がその損失を負担したのでしょうか。公的資金が注入されたということからお分かりでしょう。そう、納税者です。銀行が発生させた損失を、その銀行の債権者ではなく、その銀行に対して一切リスクを負っていない納税者が負担するというのは、なんともいびつな事態ではないでしょうか。

そこで、バーゼルⅢでは、納税者負担を最小化し、銀行の債権者に負って然るべき損失を負担させる枠組みとして、ベイルインを導入しているのです。

それでは、どのような場合にベイルインが求められるのでしょうか。

3 Going Concern ベースと Gone Concern ベース

ベイルインには、事業継続を前提とした Going Concern（ゴーイングコンサーン）ベースと、実質破綻を前提とした Gone Concern（ゴーンコンサーン）ベースの二通りがあります。狭義には後者のみを指し、広義には両者を包含します。

Going Concern ベースのベイルインとは、一定のトリガー（バーゼル規制上は、普通株式等 Tier 1

比率が5.125%を下回る場合)に抵触した場合にヘアカット又は普通株式への転換を求めることで。こうした特徴を備えた資本調達手段は、コンティンジェント・キャピタル(いわゆる CoCos: Contingent Convertible bonds)と呼ばれることがあります。

これに対して、Gone Concern ベースのベイルインとは、銀行の実質的な破綻状態(いわゆる PON: Point Of Non-viability)においてヘアカット又は普通株式への転換を求めることです。こうした発行条件には、「PON 条項」や「契約上のベイルイン」といった俗称が定着しつつあります。

会計上負債に分類されるその他 Tier 1 (負債性 AT1) には、Going Concern ベースと Gone Concern ベース、双方のベイルインが発行条件に定められていることが求められます。これに対して、負債性 AT1 以外のその他 Tier 1 (例えば優先株式) と Tier 2 には、Gone Concern ベースのベイルインが発行条件に定められていることが求められます。

4 預金保険法第 106 条と「法定ベイルイン」

Gone Concern ベースのベイルインについては、これを発行条件に含めることが免除されるケースがあります。それは、法制上の破綻処理制度において、契約によるアプローチと同等のベイルインが定められている場合です。このようなケースを、「契約上のベイルイン」に対比して、「法定ベイルイン」と呼ぶことがあります。

わが国では、公的資金による資本増強時に資本減少を株式引受の条件とすることができる旨規定した預金保険法第 106 条が、その他 Tier 1 (ここでは優先株式) における法定ベイルインの要件を満たすか否かが問題となりました。というのも、バーゼル委による 2010 年 8 月の公表文書の中に、これを肯定するかのような記述があるためです¹⁾。

しかし、金融庁は、バーゼル規制の Q&A の 2012 年 12 月の改正において、これを明確に否定しました。そのため、わが国の銀行が優先株式をその他 Tier 1 に算入するためには、やはり PON 条項を定める必要があります。この改正を機に、わが国では多くの銀行が、優先株式について PON 条項を定めることを可能とする定款変更を強いられました。

5 内閣総理大臣が PON 条項の充足を確認

わが国では、2013 年の預金保険法の改正により、バーゼル規制上のベイルイン (Gone Concern ベース) を前提とした規定が新たに設けられています。

この規定では、債務超過の(おそれがある)場合又は支払い停止の(おそれがある)場合の危機対応措置を採る際に、「実質破綻時」と言えるか否か、すなわち PON 条項の充足を内閣総理大臣が確認することとしています。ここで PON 条項の充足が確認された場合に、バーゼルⅢの資本算入要件を満たす優先株式、劣後債及び劣後ローンのベイルインが実施されるということになります。

以上

次回(第 14 回)は、[レバレッジ比率の内容](#)を解説します。

1) バーゼル委ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p100819.htm>)。脚注 6 (p. 4) が該当箇所です。